

自動車賃貸借（公用車）仕様書

- 1 件 名
自動車賃貸借（公用車）東部障がい者就業・生活支援センター みらい
- 2 納車場所
東部障がい者就業・生活支援センター みらい
草加市栄町二丁目 1 番 3 2 号ストーク草加式番館 1 階
- 3 車両登録日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 契約期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで
- 5 納車期限
令和 8 年 4 月 1 4 日まで
ただし、発注時点において、既に上記納車期限を上回る受注残を抱えている等、納車期限に間に合わないことが予測される場合には、その都度協議のうえ決定するものとする。
- 6 参考車種及び契約内容
 - (1) 車両明細

① 定員	4 人
② 排気量	6 6 0 cc
 - (2) 参考車種 ダイハツ ミライース L グレード S A 3 2WD C V T
 - (3) 月間走行距離 6 0 0 km
 - (4) 台数 2 台
- 7 支払方法
上記賃貸借期間による均等払い
- 8 リース料内訳
 - ・ 車体価格
 - ・ 登録費用
 - ・ 自動車取得税環境性能割
 - ・ 自動車税（リース期間の全額）
 - ・ 自動車重量税（リース期間の全額）

- ・自動車損害賠償責任保険（リース期間の全額）
- ・施設名マグネット式ステッカー作成費用
- ・タイヤ預かりサービス費用
預かりサービス期間：リース期間内
タイヤ付け替え回数：夏から冬タイヤ、冬から夏タイヤへの交換 2回／年
- ・メンテナンスサービス
期間中の法定12か月定期点検・車検
エンジンオイル交換（12か月毎）
点検時の油脂類・消耗品の交換
一般修理
タイヤ更新（必要本数 夏用、冬用の交換費用を含む）
バッテリー必要時交換

9 車両仕様（当該グレード車両に以下装備がない場合はオプションから選択）

- ・ボディーカラー ホワイトもしくはシルバー
- ・SRSエアバッグ（助手席）
- ・ナビゲーションシステム
- ・バックガイドモニター
- ・ドライブレコーダー前後（2カメラ）
- ・ETC
- ・フロアマット
- ・サイドバイザー
- ・マグネット式文字マーキングステッカー
- ・スタッドレスタイヤホイール付
- ・自動（被害軽減）ブレーキ機能
- ・踏み間違い時 誤発進抑制機能
- ・上記以外の最新のセーフティーサポート機能

10 施設名マグネット式ステッカー

- ・運転席ドア・助手席ドア・バックドアに緑文字マグネットステッカーで貼り付ける。
（草加市の基準色 DIC174又は7.8G58／12.9※同色が無い場合はそれに近い色）

東部障がい者就業・生活支援センター みらい

「福）草加市社会福祉事業団 （1行目）

東部障がい者就業・生活支援センター （2行目）

みらい （3行目）」

- ・全てゴシック体文字
- ・文字サイズ

「福）草加市社会福祉事業団」は小サイズ、

「東部障がい者就業・生活支援センター」及び「みらい」は中サイズ。
※ただしバックドアに関して、「福）草加市社会福祉事業団」は小サイズで記載。

11 共通事項

- (1) 草加市との協定に基づき、受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (3) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受託者又は受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (4) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
- (5) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。
- (6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例（平成 26 年条例第 21 号）第 12 条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積もりを作成すること。

12 その他

- (1) 4 月 1 日から納車日まで代車を用意すること。
- (2) 車検時、法定・一般点検時の代車及び車両の引取りを行うこと。
- (3) リース期間満了時の残存価格の精算はしないものとする。
- (4) 参考車種以外で見積もる場合は、事前に資料、カタログ等を添付し、承認を得ること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項で、機能上当然必要なものは装備することとし、疑義、不明が生じた場合は、当事業団の指示に従うこと。

13 問い合わせ先

社会福祉法人草加市社会福祉事業団事務局

担当：事務局総務課 五十嵐・田中

電話：048-930-0311

< 参考写真 >

